

農漁業保険審査会 議事録

日時:令和 7 年 6 月 9 日 (月) 13:30～14:30

場所:三番町共用会議所 2階大会議室

○西野保険課課長補佐

定刻でございますので、ただいまから、農漁業保険審査会を開会いたします。

私、事務局を担当しております経営局保険課の西野でございます。よろしくお願い申し上げます。会長が決まるまでの間、司会を務めさせていただきます。

まず、本審査会の定数でございますけれども、15 名となっております。現在 13 名の委員にご出席をいただいておりますので、農漁業保険審査会令第 3 条第 1 項の規定によりまして、本審査会が成立していることをご報告申し上げます。

本審査会は、農漁業保険審査会運営規程第 4 条の規定により、申立についての審査に関する会議を除きまして、公開となっております。また、同運営規程第 8 条の規定により議事録を作成するとともに、議事録につきましても、申立についての審査に関する会議を除きまして公開となっております。

議事録は会議終了後、速やかに事務局にて作成し、送付いたしますので、委員の皆様におかれましては、内容の確認をお願い申し上げます。

なお、本審査会は、一部 Web 会議システムを導入して実施しております。ご了承の程お願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、農林水産省経営局審議官の勝野からご挨拶を申し上げます。

○勝野審議官

ただいま御紹介いただきました経営局審議官の勝野と申します。農漁業保険審査会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

初めに、委員の皆様方におかれましては、委員就任を快くお引き受けくださいますと誠にありがとうございます。御多用の中、また、本審査会に御出席をいただいたことについても、感謝を申し上げたいと思います。

皆様ご存じのとおり、我が国はですね、自然災害に見舞われることが大変多くございます。近年は、気候変動等の影響もございまして災害が激甚化するとともにですね、一部地域に集中して発生するというようなことが起こっております。

特に昨年は、今日、石川県からもおいでいただいておりますが、能登半島地震を皮切りにですね、7 月の豪雨、そして台風 10 号、また能登の方では 9 月に大雨があった、というようなことで、そういった災害でですね、例えば河川の氾濫による被害ですとか、あるいは今年に入ってもですね、2 月に、今日は佐藤さんも福島からおいでいただいておりますが、青森、山形、福島を中心にですね、また、愛媛県にまでいたるような形で大雪が降ったということで、園芸施設にですね、あるいは果樹、りんごなどについても大きな被害が生じております。

このような状況下におきまして、農業及び漁業に係る保険制度は、農業者そして漁業者のみな

さまの経営安定を図るためのセーフティネットとして、正に経営安定の中心的な役割を果たしているということでございます。

農漁業保険審査会は、この農業及び漁業に係る保険制度に関しまして、政府の行う再保険等について、連合会等に不服がありましたときは、本審査会に審査を申し立てることができることとされております。農漁業者に迅速に共済金等の支払を行うことを可能とするなど、制度を円滑に運営していく上で、大変重要な位置付けとなっております。

ただですね、これまで、本審査会の審査が行われたことはない、ということで、今後、本審査会の審査に申立てがあった場合には、委員の皆様方におかれましては、適切な審査をいただくようお願い申し上げます。審査の申立てがないということは、都道府県レベル、あるいは現場レベルで適切な対応ができていて、ということかと思っております。

ここで、最近の動向を少しご紹介させていただきます。まず、農業保険制度につきましては、全ての農産物を対象に収入減少を幅広く補償する収入保険という制度が令和元年の開始から、今年が7年目ということになります。

事業開始以来ですね、自然災害、それから、新型コロナウイルス感染症、そして最近は、米の価格は上がっていますが、数年前は米の価格が低下するというようなこともございまして、収入減少に対して補填が行われるなどにより、農業者の関心も高まりまして、令和6年は、9万9千経営体と着実に増加をしております。

さらに収入保険につきましては、甚大な気象災害による影響を緩和する特例ですとか、あるいは加入申請、これは、青色申告5年分が基準収入に原則として必要であるところ、1年分のみでの加入ができるようにしました。それから保険のみですと9割まで補填すると、これも、1割だけ農業者の方が積立の部分があったんですけれども、積立をせずに9割まで保険だけで加入できる、といったような様々な拡充を行ってまいりました。収入保険の魅力を高める見直しというのを繰り返し行ってきたところでございます。その甲斐もあって、当初目標としてきた10万経営体に近づいてきた、という状況かと思います。

次に、漁船損害等補償制度につきましては、東日本大震災を踏まえまして、平成29年に全国規模の保険組合を設立し、財務基盤の強化を図ったところでございます。その後、安定的な運営が行われまして、令和5年度の引受隻数は14万7千隻となっております。

また、漁業災害補償制度につきましては、長引く不漁や養殖魚の赤潮被害などによりまして、漁業者に対する共済金の支払いは依然として高い水準となっております。令和5年度の加入率は78%と、多くの漁業者の経営を支えるセーフティネットとして機能しております。さらに、本年4月には、新たな取組を図ろうとする漁業者等のニーズに応えられるよう本制度が改正をされております。さらに多くの漁業者の方々に加入をいただけるよう積極的に加入推進に取り組む必要があると考えてございます。

さて、本日の審査会の議題は、会長の選出、農漁業保険審査会運営規程の改正、そして、部会所属委員の指名、部会長の選出などとなっております。本日の審査会の議事が円滑に行われますよう、皆様方にはご協力をお願いしたい、と思っております。以上で、私のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○西野保険課課長補佐

それでは続きまして、委員の方々をご紹介します。名前を呼ばれた委員の方におかれましては、一言ご挨拶いただければと思います。

共同通信社業務局局長の香高重美委員でございます。

○香高委員

香高でございます。よろしくお願いします。

○西野保険課課長補佐

日本大学商学部教授の岡田太委員でございます。

○岡田委員

日本大学の岡田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○西野保険課課長補佐

本年度より新たに委員になりました上智大学法学部教授の梅村悠委員でございます。

○梅村委員

梅村でございます。よろしくお願いいたします。

○西野保険課課長補佐

本日、Web で参加しておられます、京都大学大学院農学研究科教授の松下秀介委員でございます。

○松下委員

松下でございます。本日所用により、オンラインでの参加となります。本日はよろしくお願いいたします。

○西野保険課課長補佐

農業生産法人有限会社まるせい果樹園業務部長の佐藤ゆきえ委員でございます。

○佐藤委員

佐藤ゆきえです。よろしくお願いいたします。

○西野保険課課長補佐

全国漁青連副会長の竹内大生委員でございます。

○竹内委員

竹内です。よろしくお願いいたします。

○西野保険課課長補佐

本日 Web で参加しておられます、東京海上日動火災保険株式会社船舶営業部海洋開発室担当課長の五十嵐茉莉委員でございます。

○五十嵐委員

東京海上日動の五十嵐でございます。本日は Web から失礼いたします。よろしくお願いいたします。

○西野保険課課長補佐

専修大学法学部教授の遠山聡委員でございます。

○遠山委員

専修大学の遠山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○西野保険課課長補佐

本日 Web で参加しておられます、株式会社水産経済新聞社編集局編集統括の川村純子委員でございます。

○川村委員

川村です。よろしくお願いいたします。

○西野保険課課長補佐

福井県立大学経済学部経済学科教授の清水葉子委員でございます。

○清水委員

福井県立大学の清水です。よろしくお願いいたします。

○西野保険課課長補佐

東京海洋大学海洋生命科学部海洋政策文化学科教授の工藤貴史委員でございます。

○工藤委員

工藤です。よろしくお願いいたします。

○西野保険課課長補佐

株式会社水産タイムズ社取締役水産タイムズ編集長の松田陽平委員でございます。

○松田委員

松田です。よろしくお願いいたします。

○西野保険課課長補佐

本年度より新たに委員になられました公益社団法人全国消費生活相談員協会専務理事の坪田郁子委員でございます。

○坪田委員

全国消費生活相談員協会の坪田でございます。よろしくお願いいたします。

○西野保険課課長補佐

弁護士の吉田桂公委員、全国漁青連副会長の尾崎勇太委員におかれましては、本日、欠席でございます。

引き続きまして、農林水産省の出席者を紹介させていただきます。

まず、先ほどお話いただきました、審議官の勝野でございます。

○勝野審議官

改めまして、勝野です。どうぞよろしくお願いいたします。

○西野保険課課長補佐

水産庁漁業保険管理官の原口でございます。

○原口漁業保険管理官

原口でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○西野保険課課長補佐

経営局保険課長の白石でございます。

○白石保険課長

白石です。よろしくお願いいたします。

○西野保険課課長補佐

以上でございます。

また、本日使用する会議資料につきましては、事務局より委員の皆様宛てに事前に送付いたしましたとおりです。お手元にありますでしょうか。会議次第、会議資料一覧のほか、資料1、本審査会委員の名簿、資料2、農漁業保険審査会について。改めて申し上げますと、本審査会は、農業保険法に基づき、農業保険、漁船保険、漁業共済において、農業共済団体等と政府との間の再保険に関する不服が申し立てられた際に審査する機関でございます。農業再保険部会、漁船再保険部会、漁業共済保険部会の3部会で構成されております。資料3につきましては、農漁業保険審査会運営規程の改正についてでございます。参考1は、当審査会の関係法令集です。参考2の①から④は、各制度の概要資料についてでございます。内容について、ご確認願います。

本日、ご審議いただく事項といたしましては、会議次第にありますとおり、会長の互選、農漁業保険審査会運営規程の改正、会長による、各委員が所属いただく部会の指名、その後、各部会に分かれまして、部会長及び部会長代理をお決めいただくこととなっております。

なお、ご発言をされる際は挙手をしていただき、司会からの指名があった上で、目の前にあります、丸いマイクボタン、これを押してですね、ご発言いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、はじめに、農漁業保険審査会令第2条第1項の規定によりまして、本審査会の会長をですね、皆様の互選により決めることになっております。どなたかご推薦をしていただければ幸いと思います。いかがでしょうか。

○遠山委員

大変僭越でございますけれども、提案させていただきたいと思います。大変ご苦勞の多いお役目かと存じますけれども、保険学に精通し、当審査会の状況もご理解されている岡田委員にお願いしてはどうかと思います。

○西野保険課課長補佐

ありがとうございます。今、岡田委員に会長就任いただくということのご推薦がありましたけれども、みなさまいかがでしょうか。

○一同

(異議なしの声)

○西野保険課課長補佐

ありがとうございます。それでは、全員異議なしということでございますので、岡田委員が会長に選任されました。それではですね、岡田会長の方からご挨拶をお願いするとともに、以降、議事進行をお願いできればと思います。よろしくお願い申し上げます。

○岡田会長

只今、農漁業保険審査会会長に選任されました岡田でございます。なにぶん、慣れない大役でございますので、誤りもあるかもしれませんが、その時はぜひサポートいただけたらと思います。それではどうぞよろしくお願いいたします。本審査会は、農業保険法の規定により設置されており、農業共済団体などが、政府の行う農業再保険、漁船再保険及び漁業共済保険に関して不服があるときに、本審査会に審査を申し立てることができるとなっております。

本審査会において審査を行うこととなった場合には、保険等に限らず幅広い議論が必要となりますので、委員の皆様におかれましては、幅広い視点からご議論いただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。本日の会議につきましても、円滑な進行にご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

○岡田会長

続きまして、会長の職務を代理する委員の指名に入ってよろしいでしょうか。農漁業保険審査

会令第2条第3項の規定によりますと、会長の職務を代理する委員については、会長があらかじめ指名するということになっております。

そこで、海洋政策、漁業経済等に精通されていらっしゃいます、工藤委員に再任をお願いするということにさせていただきたいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

○一同

(異議なしの声)

○岡田会長

ありがとうございます。それでは、異議なしということで、会長代理は工藤委員をお願いするということにさせていただきます。

続きまして、農漁業保険審査会運営規程の改正について、お諮りしたいと思います。本審査会については、農漁業保険審査会令のほか、本審査会として決定しております農漁業保険審査会運営規程に従って運営をしております。今回、この運営規程に書面などによる議決に関する規定を追加したいと考えておりますので、詳細は事務局よりご説明をお願いいたします。

○西野保険課課長補佐

お手もとの資料3をご覧くださいと思います。農漁業保険審査会の運営に関して、必要な事項といいますのは、農漁業保険審査会令に基づきまして、審査会会長が審査会に諮って定めるということになっております。これにより農漁業保険審査会運営規程を審査会として定めているところでございます。

今回この運営規程につきまして、新設される第5条にございますように書面やメールによる議決ができる旨規定したいと考えてございます。これまで、コロナですとか、いろんな状況がございました。今後もそのような、状況があっても、速やかにですね、こういった物事を決められるようにということで、第5条に規定をしたい、というふうに考えております。これまでもですね、実は、本審査会では、書面にて議決をしていただいていると。運用によってですね、やっているところもあるんですけれども、今回ですね、農林水産省あるいは他省庁が事務局となっております他の会議の例を参照いたしまして、やはり書面やオンラインで議決が可能であることについては、運営規程にきちんと、明確化したほうがより適切な運営ができるであろうということから、今回このように規定をしたいと、考えております。事務局としてこのような議案を提案させていただいているところでございます。以上でございます。

○岡田会長

ご説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、特にご異論なければ本農漁業保険審査会運営規程の改正につきまして、資料の案のとおり決定するということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

○一同

(異議なしの声)

○岡田会長

それでは、原案のとおり決定し、本日から適用したいと思います。

○岡田会長

次に、各委員の部会の所属の指名についてでございます。農漁業保険審査会につきましては、農漁業保険審査会運営規程第5条第1項の規定に基づきまして、農業再保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会を置きまして、所掌事務を分掌することとなっております。そこで、農漁業保険審査会令第4条第2項に基づきまして、僭越ながら、私の方から、各部会に所属していただく委員を指名させていただきたく存じます。

まずは、農業再保険部会ですが、香高重美委員、梅村悠委員、松下秀介委員、佐藤ゆきえ委員、そして、私、岡田太でございます。

続きまして、漁船再保険部会ですが、竹内大生委員、吉田桂公委員、五十嵐茉莉委員、遠山聡委員、川村純子委員でございます。

最後に、漁業共済保険部会ですが、尾崎勇太委員、清水葉子委員、工藤貴史委員、松田陽平委員、坪田郁子委員でございます。

ただいま、指名させていただきました内容につきまして、Webでご参加いただいている委員の皆様におかれましては後日、「農漁業保険審査会部会所属委員名簿」として、事務局より送付させていただきます。

(事務局より「農漁業保険審査会部会所属委員名簿」を配布)

○岡田会長

それでは引き続きまして、農漁業保険審査会令第4条第3項の規定に基づきまして、部会ごとに部会長の互選をしていただきまして、選出された部会長から、農漁業保険審査会令第4条第5項の規定に基づき部会長の職務を代理する委員を指名していただきたいと思います。

本日はWeb会議にてご参加いただいている方もいらっしゃいますので、各部会ごとにWeb上のグループ、及び部屋を分けてご相談いただきたいと思います。

農業再保険部会のみなさまにおかれましては、引き続きこちらの部屋でご相談願います。漁船再保険部会・漁業共済保険部会のみなさまにおかれましては、部屋のご移動をお願い申し上げます。なお、Web参加いただいている委員におかれましても、只今よりグループ分けさせていただきます。ではよろしくお願いいたします。

(事務局でWeb上のグループ分け、及び部屋分け)

(各部会にて相談)

(事務局で互選結果を聞き取り)

○岡田会長

それでは再開いたします。事務局は、各部会ごとに決定した部会長及び部会長の職務を代理す

る委員の報告をお願いいたします。

○西野保険課課長補佐

それでは事務局よりご報告をさせていただきます。各部会の互選結果の連絡をいただきましたので、ご報告をさせていただきます。農業再保険部会長に松下委員、漁船再保険部会長に遠山委員、漁業共済保険部会長に工藤委員が選任されました。

また、農業再保険部会長の職務を代理する委員として梅村委員、漁船再保険部会長の職務を代理する委員として吉田委員、漁業共済保険部会長の職務を代理する委員として清水委員が、各部会長より指名されました。以上でございます。

○岡田会長

ありがとうございました。これをもちまして、各部会長及びその職務を代理する委員が決定しましたので、よろしくお願いいたします。議題の最後の「その他」ということでございますが、何かございますでしょうか。特にないようでしたらこれで閉会といたします。

○岡田会長

それでは、以上をもちまして、本日の議事につきましては、すべて終了しました。これをもちまして本日の審査会は、閉会といたします。本日はお忙しい中、ご協力くださいますようお願いいたします。

(以上)